

令和四年一月十日発行
皇學館論叢第五十四卷第四号
抜刷

織田信包の基礎的研究

渡
邊
大
門

皇學館論叢 第五十四卷第四号
令和四年一月十日

織田信包の基礎的研究

渡邊 大門

□ 要 旨

織田信長の弟・信包については、関係史料が乏しいことから、その研究はほぼ皆無に等しい。しかし、織田権力の一端を探るうえで、信包の生涯を探ることは重要である。本稿は、乏しい信包の関係史料をできるだけ収集し、その生涯をたどつたものである。

本稿では信包の家族からはじまり、信包の発給文書の分析から北伊勢支配の一端を分析し、豊臣政権下における信包の動向を探った。史料が乏しいため決して十分とは言えないが、信包が改易された理由は天正十八年（一五九〇）の小田原合戦後、北条氏の助命嘆願をしたのが理由ではなく、伊勢検地で打出が発覚したことなどが判明した。また、信包に与えられた知行地についても諸説を検討した。加えて、信包の晩年の動向、死後における柏原藩の状況や子孫も取り上げた。

□ キーワード

織田信包 織田家一門 北伊勢 安濃津 丹波柏原

はじめに

近年における織田信長の研究は、非常に目覚ましいものがある。⁽¹⁾ 同時に注目されるのは、織田一族の研究である。一般書としては和田裕弘氏らのものがあり、⁽²⁾ 研究論文については柴裕之氏のものなどがある。⁽³⁾ 織田権力を考えるには、信長の諸政策だけではなく、織田家一門の人々にも注意を払う必要がある。

本稿で取り上げる織田信包は、信秀の子として誕生した。詳細は後述するが、誕生した年については諸説あり、四男なのか六男なのかという問題もある。信包は伊勢安濃津城（三重県津市）主を経て、最後は丹波柏原（兵庫県丹波市）を所領とした。亡くなったのは、慶長十九年（一六一四）七月十七日のことである。その間、織田家一門のナンバ―3として活躍し、天正十年（一五八二）六月の織田信長の死後は羽柴（豊臣）秀吉に従い、豊臣政権下で命脈を保った。信包は織田一族としては長生きしたが、意外なほど関連する史料が乏しい。ゆえに、信包に関する研究論文は皆無であり、人名辞典などに取り上げられるにすぎない。⁽⁴⁾ そこで、本稿では残された史料を読み解き、信包の生涯をたどることにしたい。

一 信包の生誕年など

最初に、信包の生誕年について考えてみよう。

信包の生年については、『東大寺雜記』慶長十九年七月十七日条に「上野様（信包）大坂二死去、六十七才、信長

公ノ兄弟」とある。^⑤ 逆算すれば、天文十七年（一五四八）の生まれとなる。一方、『寛政重修諸家譜』には、信包が慶長十九年七月十七日に七十二歳で亡くなったと記す。逆算すれば、天文十二年（一五四三）の生まれとなる。ほかに有力な決め手がない以上、信包の生年は両説を併記せざるを得ないだろう。なお、信包の母は不明である。

信秀には、十二人もの男子がいた。信包を信秀の四男と記しているのは、『寛政重修諸家譜』、『長野録』、『諸家系図纂』であるが、いずれも後世の編纂物である。信包が信秀の四男であるという点については、谷口克広氏の異論がある。^⑦ その理由は、信包の弟とされる秀孝や信時（秀俊・秀直）の没年と年齢との関係から、四男であることが疑わしいという指摘である。以下、その点について、もう少し詳しく検討してみよう。

秀孝は信秀の八男であるといわれているが、どのような人物だったのだろうか。弘治元年（一五五五）六月二十六日、秀孝は供を連れずに乗り掛けたところ、叔父で守山城（愛知県名古屋守山区）主・織田信次の家臣・洲賀才藏に射殺された（『信長公記』）。これに怒った秀孝の兄・信勝は、守山城に攻め込んだ。ところが、信長は秀孝の過失を認め、冷淡な態度を示したと伝える。『信長公記』によると、このとき秀孝の年齢は十五・六歳だったという。『信長公記』の記述が事実ならば、秀孝の生誕生年は天文九年（一五四〇）または天文十年になるので、明らかに信包よりも年長になるう。

一方の信時は、信秀の五男または六男とされているが（『織田系図』『寛政重修諸家譜』）、生年は不詳である。『信長公記』によると、信時は先述した信次出奔後の守山城を預けられた。信時は坂井孫平次なる少年と男色の関係となり、弘治二年（一五五六）六月に二人の関係を恨んだ家臣の角田新吾に攻められ自害したという。

谷口氏註（⑦）の研究によると、①信時は『信長公記』により、弘治元年頃から活躍していること、②系図には一女がいたとあることから、明らかに信包よりも年長だったと指摘されている。つまり、弘治元年頃、信時は少なくとも

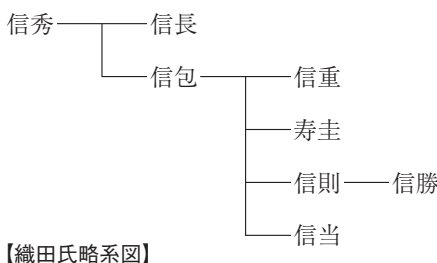
も元服しているのが明らかなので、仮にその時点の年齢が十五歳前後ならば、天文九年（一五四〇）または天文十年（一五四一）の生まれなのは確実である。

秀孝と信時に関する史料には制約があるものの、いずれも説得力のある指摘だけに、信包が実際に四男だった可能性は低いといえるだろう。信包は、秀孝、信時の弟だったと考えるのが自然なのである。

次に、信包の妻や子供について検討する（以下、特に断らない限り『寛政重修諸家譜』による）。信包の妻は、正室が長野藤定の娘、側室が神戸具盛の娘だったといわれている（『長野録』など）。それ以外の詳しいことはわからない。

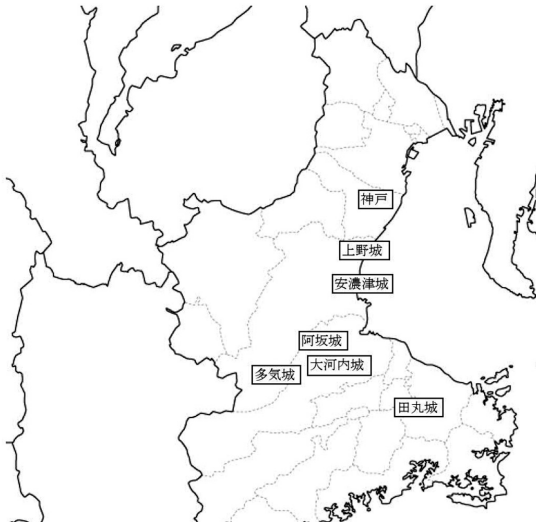
長男・信重は生年不詳で、次男の寿圭については何もわからない。三男の信則は慶長四年（一五九九）、四男の信当は慶長五年（一六〇〇）の生まれである。慶安三年（一六五〇）に柏原藩主の信勝（信則の子）が亡くなると、その死後は織田家が無嗣改易となった。しかし、信当は旗本となって、丹波氷上郡内で三千石を知行した。信当が亡くなったのは、寛文十一年（一六七二）である。つまり、信包の子で来歴がある程度わかるのは、寿圭以外の三人である。なお、信重と信則は、信包の死後に家督を争うが、その点は後述することとしたい。

信包の娘は四人いた。一人はまったくの不祥。一人は、松平忠明の妻となった。もう一人は木下利房の妻となったが、のちに離婚して万里小路充房と再婚したという。⁽⁸⁾ 姫路殿は豊臣秀吉の側室になったが、⁽⁹⁾ それは信長の死後、信包が秀吉との関係を強化するためだったと考えられる。



二 信長の北伊勢侵攻と信包

信包が史上に登場するのは、永祿十一年（一五六八）九月に信長が足利義昭を奉じて上洛する前の北伊勢侵攻のときである。以下、信包の動向を交えながら、北伊勢侵攻後の状況を見ることにしよう。



【北伊勢関係図】

永祿十一年（一五六八）二月、信長はかねて攻略していた北伊勢の平定に成功した。平定後、三男の信孝に神戸氏の名跡を継がせ、信包には長野氏の名跡を継がせた。以上の点を記すのは、軍記物語の『勢州軍記』である。⁽¹⁰⁾『勢州軍記』は、戦国時代の伊勢国の状況をまとめた軍記物語である。

著者の神戸良政は、伊勢神戸氏の流れを汲む人物である。良政は蒲生氏郷の家臣だった父・政房の記録をベースにして、伊勢松坂（三重県松阪市）で聞き取り調査を行い、『勢州軍記』を執筆したという。完成したのは、寛永十二・十三年（一六三五・三六）頃といわれている。平松令三氏は、軍記物語特有の誇張した部分は割り引くにしても、全体的に客観的な態度で書かれているので、『勢州軍記』の史料的な価値は高いと評価している。⁽¹¹⁾『勢州軍記』が二次史料であることに

変わりはないので、扱いは十分な検討が必要である。

以下、信包が長野氏の名跡を継いだ経緯について、もう少し詳しく考えてみよう（以下、註(10)史料などを参考にした）。

長野氏は、伊勢国長野城（三重県津市）に本拠を置く豪族だった。永禄五年（一五六二）に長野藤定が亡くなると、養嗣子の具藤（北畠具教の次男）が家督を継承した。以後、長野氏は北畠氏の配下に属した。永禄十一年（一五六八）、信長が北伊勢に侵攻すると、長野氏の一族の細野藤敦は城に籠って応戦した。しかし、藤敦の弟・分部光嘉が信長に降参したので、具藤は父を頼って南伊勢に逃亡したのである。

こうして信包は、信長から長野氏の名跡を継ぐよう命じられた。信包は上野城（三重県津市）に入り、尾張の侍衆を多数付けられた。そして、神戸藏人（長野藤定か）の娘婿になって、長野上野介信兼（信包）と名乗り、伊勢の雲林院、草生、家所、細野、分部、乙部、中尾、川北等が与力として付けられた。

信包の配下の者のなかでは、長野姓を名乗る者が四人いた。長野与五左衛門尉、長野孫左衛門尉の二人は、信包の家臣で尾張侍だった。信包は扈從で尾張侍の斎藤次郎を長野の同名として、長野次右衛門尉と名乗らせた。のちに、分部左京亮の婿になった人物である。また、津の住人の乳切尾新四郎（『長野録』には、安濃津の商人とある）も長野姓を給わって、長野九右衛門尉と名乗った。のちに、徳川家康に仕えた長野内藏允のことである。補足しておく、長野内藏允は実名を友秀といい、慶長八年（一六〇三）十一月に伊勢の山田奉行の前身の国奉行に任命されたことが知られている。

信包は長野家の名跡を継ぐと、家臣との一体感を増すために、あえて長野姓を与力に与えたと考えられる。

信包の与力として付けられた、雲林院、草生、家所、細野、分部、乙部、中尾、川北の諸氏とは、いかなる出自の者たちだろうか。以下、示しておく。

① 雲林院氏

雲林院（三重県津市芸濃町雲林院）を本拠とする国人で、長野氏の流れを汲むという。当該期の雲林院氏の当主は、雲林院出羽守（実名不祥）。

② 草生氏

草生（三重県津市安濃町草生）を本拠とする国人で、長野氏の流れを汲むという。当該期の草生氏の当主は、草生越前守（実名不祥）。

③ 家所氏

家所（三重県津市美里町家所）を本拠とする国人で、長野氏の流れを汲むという。当該期の家所氏の当主は、家所藤安か。

④ 細野氏

細野（三重県津市美里町北長野字細野）を本拠とする国人で、長野氏の流れを汲むという。当該期の細野氏の当主は、細野藤敦。

⑤ 分部氏

分部（三重県津市分部）を本拠とする国人で、長野氏の流れを汲むという。当該期の分部氏の当主は、分部光高（養子の光嘉は細野藤光の次男）。

⑥ 乙部氏

乙部（三重県津市乙部）を本拠とする国人で、出自は不明。長野氏の被官だった。当該期の乙部氏の当主は、乙部藤政。

⑦ 中尾氏

中尾（三重県津市大里川北町中尾）を本拠とする国人であると推測されるが、詳細については不詳。（天正四年）十月十九日織田信長黒印状の宛先に「中尾新左衛門尉（実名不祥）」の名を確認できる。¹²⁾ 同書状は、中尾氏のほか分部光嘉、川北二介、一味中に宛てたもので、信長が信包に対する忠節を彼らに謝した内容の感状である。

⑧ 川北氏

川北（三重県津市大里川北町）を本拠とする国人で、長野氏の被官だった。当該期の川北氏の当主は、川北藤元。先述した（天正四年）十月十九日織田信長黒印状の宛先の「川北二介」が該当すると考えられる。

右に示したように、信包は現在の三重県津市内の上野城に本拠を構え、長野氏の旧臣をそっくり家臣に迎えたことになろう。

永禄十二年（一五六九）三月、信包は分部光嘉に次の判物を与えた。

【史料1】

今度忠節無日類御高名候、然者左京任当知行、諸寄子家来并代々長野判形筋目、無相違申付条如件、

永禄十二 長野

三月 日 信良（花押）

分部四郎二郎殿

御宿所¹³⁾

『寛政重修諸家譜』によると、当初、信包は「信良」と名乗っていたことが判明する。なお、織田信雄の四男にも信良がいるが、生年が天正十二年（一五八四）なので、別人なのは明らかである。冒頭の「今度忠節無日類御高名候」

は、いつの出来事を指しているのか、これだけでは不詳である（この点は後述）。北伊勢平定は前年二月のことなので、いささか古い出来事のように考えられるので、該当しないように思える。その間、伊勢方面で何らかの合戦があったと考えられるが、その合戦とは後述する信良と署名する文書に書かれたことにはかならないだろう。

「然者」以下の内容は、分部光高の時代の当知行、その奇子・家来を長野氏の判形の筋目に任せて、光嘉に安堵したものである。「代々長野判形筋目」という文言から、信包が長野氏の後継者たることを自認していたことが判明する。なお、光高の生没年は不詳であるが、この頃には光嘉が分部家の家督を継承したものと考えられる。同時に、信包は配下になった分部氏に知行を安堵しているので、先述した『勢州軍記』の内容（分部氏らが信包の与力に付けられたこと）が裏付けられたことなるう。

そして、史料1の関連文書と思しきものが、次に示す信良（信包）の書状である。

【史料2】

尚、以日夜御辛勞共、不及是非候、猶同心中への此由可預心得候、

今度駒田別心之刻、従神戸及行候処ニ、各無日煩被仰付由候、于今不始奇特ニ可存知候、拙者出勢来十四日可為
発足候間、其刻以面可申候、弥堅固ニ可被仰付由候事、肝要候、猶委曲川安へ申含候条、可有演説候、恐々謹言、

二月五日 信良（花押）

各近習中

御宿所^①

内容を確認しておこう。駒田某が織田氏に反旗を翻したので、神戸（三重県鈴鹿市）から出陣するに際して、信長は信良（信包）の近習中にも出陣を命じた。信良（信包）の出陣の日程は来る二月十四日なので、そのときに顔を合

わけて近習らに報告するという。そして、信長が堅固に仰せつけたことを肝要であるとし、詳細は川安某に申し含めていたので、近習に報告すると結んでいる。「被仰付」という文言が二カ所あるが、これは信長の指示を示しているよう。信包は上野城主であったが、軍事行動に際しては、信長の指揮命令下にあったと考えられる。

実際に織田軍が駒田某と戦ったのは二月十四日以降のことと考えられるが、関連する史料を欠くので、詳しい事情などは不明である。また、駒田某についても不詳である。この戦いの結果、織田軍が勝利を収め、光嘉に与えられたのが先の史料1ではないだろうか。信包は、軍事行動については信長の指揮命令下にあったが、知行安堵権は保持していたのである。なお、近習とは先に示した分部氏ら与力のほか、信包に従った尾張侍などを示していると考えられる。したがって、史料1は永禄十二年（一五六九）に比定されよう。

永禄十二年（一五六九）以降、信長は再び伊勢侵攻に着手し、信包も動員されたことが判明する。¹⁵同年八月、信長が北畠具教・具房父子が籠る大河内城（三重県松阪市）を攻撃した際、信包は同城の「南の山」に陣を置いた（信長公記）。以下の経過も同史料による。北伊勢を支配下に治めた信長は、さらに南伊勢を制圧しようと目論んだのである。信長が率いる数万の軍勢は、約八千の兵が籠る大河内城を攻囲した。当初、木下（豊臣）秀吉が支城の阿坂城（三重県松阪市）を落とすなどし、幸先のいいスタートを切ったのである。

同年九月になると、信長は丹羽長秀、池田恒興、稲葉良通に大河内城の夜討ちを命じたが、急に雨が降り出して鉄砲が使用不能となり撤退した。結局、この戦いでは恒興配下の朝日孫七郎、波多野弥三郎が戦死し、長秀の配下の者も二十余人が討ち取られた。その後、信長は滝川一益に命じて多気城（三重県津市）などの北畠氏の諸城を焼き払わせ、作毛を薙ぎ捨てにした。こうして織田軍が大河内城を干殺しにすべく在陣すると、大河内城で籠城した者が徐々に餓死し、許しを乞うてきたのである。

同年十月四日、大河内城は滝川一益と津田一安に引き渡され、降参した北畠具教・具房父子は笠木（三重県松阪市稲木町カ）、坂内（同松阪市坂内町）に移ることになった。そして、田丸城（三重県玉城町）などの諸城は、破却されたのである。その後の戦後処理で、茶筌（信長の次男・信雄）¹⁶が大河内城主となり、茶筌を支えるべく津田一安が添えられた。このとき信雄は、北畠氏の養子になったのである。

また、安濃津（三重県津市）、渋見（同上）、木造（同上）には滝川一益を置き、信包は従前どおり上野（三重県津市）に配置された。『当代記』によると、信包の城領は五万石だったと記すが、これは質の劣る『甫庵信長記』の記述を踏襲したもののなので、にわかには信を置けない。その後、信包は安濃津城に移ったので（『勢州軍記』）、上野城にいたのは一時的なものだったと考えられる。ただし、信包が安濃津に移った時期は不明である（永禄十二年末から元亀元年頃までの間か）。

信包が安濃津を支配していた根拠としては、次の史料がある。

【史料3】

（包紙）

「元亀二年

織田上野（信包）介殿之御書付」

- 一 諸公事十三ヶ年免許之事、
- 一 召遣候人夫免許之上者、為始給人^{（信包）}之陣夫、何方より人夫之儀候共、許容有問敷之事、
- 一 雖為誰々之家来、諸事地下なみ可申付事、

元亀貳年二月吉日

（花押）

津三郷

同岩田¹⁷⁾

署名はないものの、包紙の記載により、信包の定書と考えられている。本文は三カ条から成っており、宛先の津三郷は現在の三重県津市美里町三郷、岩田は同津市岩田と考えられる。一条目は、十三年にわたって諸公事を免除すると定めている。二条目は、人夫役を免除するので、給人の陣夫をはじめとして、それ以外から人夫を派遣するよう求められても、決して認めないことを定めている。三カ条目は、たとえ誰の家来であっても、諸事について地下並みに申し付けるとある。信包は津三郷、同岩田に諸公事免除などの特権を与えることで、円滑に支配を進めようとしたのだらう。

そして、信包の安濃津支配については、次の史料もある。

【史料4】

長野二郡内之城々并足懸等事、其方用ニ可立をハ残置、其外ハ悉令破却候、聊不可有由断候也、謹言、

七月九日

信長（朱印）

上野介殿^(信包)18)

この史料は、信長が信包に宛てたもので、長野二郡（伊勢安東郡・安西郡）の城々や拠点などについて、信包が使えらると思ふ城は残し、そのほかはすべて破却するよう命じたものである。中世において、長野氏の本拠があった安濃郡は安東郡・安西郡に分かれていたという。奥野高廣氏は史料4を天正四年（一五八四）に比定し、『中世法制史料集』も奥野氏の見解に従っている。信長が北畠氏を討滅したのは、天正四年（一五八四）十一月のことであり、その関連から同年に年次比定を行ったようである。

しかし、天正四年（一五八四）七月という中途半端な時期に城の破却は考え難く、信包が安濃津に移ったと考えられる永禄十二年（一五六九）末から元亀元（一五七〇）年頃の可能性もある。この点に関しては、さらに検討を要する。

三 各地への転戦

天正元年（一五七三）、信長が足利義昭と決裂すると、信包は信長の命に従って各地への転戦を余儀なくされた。

天正元年（一五七三）九月、信長は浅井長政が籠る小谷城（滋賀県長浜市）を落とした。その際、信包は長政の妻・お市と三人の女子を受け取ったといわれている（浅井三代記）。しかし、宮本義己氏は『溪心院文』（国立公文書館所蔵）の記述を採用し、お市らを受け取ったのは信包でなく、信長の叔父・信次¹⁹だったと指摘する。信次は信秀の弟で、生年は不詳。先述した守山城（愛知県名古屋守山区）主を務めていた。信次は、天正二年（一五七四）九月の長島一向一揆で戦死した。

『浅井三代記』（一部十五卷）の著者は、浄信寺（滋賀県長浜市）の僧・遊山（雄山）であるといわれている。同書は寛文末年頃（十七世紀後半）に成立し、加賀藩主の前田家に献上された。江戸時代に広く読まれたが、架空の軍談が書かれていることもあり、質的に劣る二次史料であると指摘されている。

一方の『溪心院文』は、溪心院なる女性が執筆した覚書である。溪心院は、長政の娘・初（常高院）の所縁の江戸城大奥の老女（大年寄）だった。その成立は、溪心院が剃髪した延宝四年（二六七六）八月から元禄八年（一六九五）十月に亡くなるまでの期間と考えられている。『溪心院文』は良質な史料であると評価されているが、小谷城の落城から百年余を経過しているので、全面的に信が置けるのか疑問である。

『浅井三代記』、『溪心院文』のいずれも二次史料であるだけに、右の件については史実か否か、決め手に欠けているように思える。

天正二年（一五七四）、信包は伊勢長島一向一揆との戦いに出陣した（『信長公記』）。その翌年には、越前一向一揆の戦いにも出陣した（『信長公記』）。越前一向一揆討伐に出陣した信包は、信雄、信孝とともに活躍し、一揆勢の首を多数取ったという。²⁰織田家一門の一人として、信包は強い存在感を示したのであるが、関係する記載が乏しいので惜しまれる。その後も信包の出陣は続くが、戦いにおける詳細な活躍ぶりは伝わらない。以下、『信長公記』によって、信包が出陣した戦いを取り上げておこう。天正五年（一五七七）二月、信包は紀州雑賀攻めに従軍した。翌天正六年（一五七八）四月には大坂本願寺攻めに出陣し、麦苗を薙ぎ捨てて帰陣した。次に示す史料は、信包が三木合戦（三木城主・別所長治との戦い）に出陣したことを示すものである。

【史料5】

急度至播州可出馬候条、諸勢早々京都まで呼上候て可然候、不可有由断候、我々も廿七日ニ可上洛候、北畠（信雄）・同（信孝）三七郎、上野介（信包）ニも以此折紙申聞、諸軍勢不残京着候様堅可申付候、くれぐれ不可由（油）断候、

四月廿四日
（天正六年）

信長（朱印）

三位中将殿
（信忠）²¹

同年二月、播磨三木城（兵庫県三木市）主の別所长治が突如として、信長に反旗を翻した。そこで、信長は自ら出陣すべく、京都に諸大名の軍勢を集め、四月二十七日に京都に到着する予定を立てた（結局、信長は出陣しなかった）。そして、信長は信忠に加え、信雄、信孝、信包にも出陣を要請することにした。信長は信忠を通して、信包らに軍勢を率いて京都に出陣するよう命じたのである。当初、三木合戦は羽柴（豊臣）秀吉軍が苦戦していたので、信長は織

田家一門にも出陣を要請し、テコ入れを図ったのだろう。

同年五月、信忠らは播磨に出陣し、明石・大久保（兵庫県明石市）に陣を据え、敵（三木城主別所氏）に与同する神吉（同加古川市）、志方（同加古川市）、高砂（同高砂市）の諸城を攻める準備を進めていた。その後の神吉城攻めで、信包は同城の南に陣を寄せ、落城させることに貢献したのである。なお、秀吉による別所氏攻略の成功は、天正八年（一五八〇）一月を待たねばならなかった（以上、『信長公記』）。

さらに天正六年（一五七八）十一月、信包は荒木村重が籠る有岡城（兵庫県伊丹市）攻めにも動員された。同年十二月、信包は毛馬村（兵庫県尼崎市）に陣を置いた。翌天正七年（一五七九）三月、信包は信忠、信雄、信孝らとともに上洛すると、同年四月には再び出陣したのである（以上、『信長公記』）。この出陣は、先述した播磨三木城を攻撃するためのものでもあった。

谷口註（4）によると、いずれの戦いでも信長の嫡男・信忠を総大将とし、信包はその指示に従ったと指摘する。『信長公記』は織田家一門（御連枝の御衆）の出陣の順番について、信忠、信長の次男・信雄に次いで三番目に信包の名前を挙げている。谷口氏は、この順番を織田家一門における序列を示していると指摘している。信包が織田家一門の重鎮だったことは、疑いなく考えられる。

右の事実を如実に示しているのは、天正九年（一五八二）二月二十八日に執り行われた京都馬揃えである。京都馬揃えは正親町天皇の求めに応じ、信長が主催した軍事パレードのようなものである。準備を任されたのは、明智光秀だった。信包は信忠、信雄兄弟に続いて、三番目に馬乗十騎を引き連れて行列に加わった（『信長公記』）。この例は、信包の織田家一門における地位を示す象徴的なものと言える。

同年九月、信包は信雄に従って、伊賀征伐に出陣した（『信長公記』）。この辺りの事情を少し遡って考えてみよう。

天正四年（一五七六）十一月に北畠具教ら北畠一族を殺害した信雄は、伊賀国への侵攻を検討していた。当時、伊賀を支配していたのは、伊賀惣国一揆だった。伊賀惣国一揆とは、伊賀国の国人・小領主が自らの在地領主権を守るため、一國規模で結合した一揆のことである。天正七年（一五七九）九月、信雄は伊賀に攻め込むが、伊賀惣国一揆の頑強な抵抗に屈した。つまり、天正九年（一五八二）九月の伊賀侵攻は、二度目のことだったのである。

その際、信包は大将として、加太口（三重県伊賀市）から攻め込んだという（『信長公記』）。結果、同年九月十一日頃、戦いは織田軍の勝利に終わった。戦後、伊賀国内の城郭の破却が行われ、信包は山田郡を担当した。そして、伊賀四郡のうち「一郡、織田上野守信兼（包）御領中に参る」とあるとおり、信包には一郡が与えられたのである（『信長公記』）。しかし、そこが何郡なのかは不明である。

天正十年（一五八二）一月、信包は安土城（滋賀県近江八幡市）に登城し、信長に年頭の挨拶を行った（『信長公記』）。ただし、このときの並びは、信忠、信雄、織田源五（長益）の次が信包である（四番目）。四人以外は「此外御一門」とあるので、信包が織田家一門の重鎮だったのには変わりはないだろう。

同年六月、信長は本能寺の変で横死した。しかし、本能寺の変の前後、信包がどこで何をしていたのかは不明である。その直後の山崎の戦いにも、信包が出陣した形跡が認められない。とはいえ、少なくとも秀吉の陣営に与していたのは疑いないだろう。信長の没後、信包が羽柴（豊臣）秀吉に付き従ったのは、所領の付与をされていることなどから明らかである（後述）。

天正十年（一五八二）六月の清須会議を経て、織田政権で主導権を担ったのは秀吉である。これに対抗したのが、信長の三男・信孝と信長の重臣だった柴田勝家、滝川一益らである。やがて、秀吉と信孝、勝家、一益の対立は深刻となり、天正十一年（一五八三）一月に一益が北伊勢で挙兵した。このとき、信包は滝川方の峯城（三重県亀山市）を

攻囲し、秀吉軍の勝利に貢献したという（『勢州軍記』）。その際、信包の軍勢が峯城の将兵に発句を送り、「脇句を付けよ」と呼び掛けたという逸話があるが、にわかには信が置けない。

同年四月に勝家と信孝も秀吉に対して挙兵するが、勝家は賤ヶ岳の戦いで秀吉軍に敗れ、同月に居城の北庄城（福井市）で自害して果てた。その直後、岐阜城（岐阜市）に籠った信孝も降伏し、同年五月に自害した。こうして勝家、信孝、一益は秀吉に屈し、信包が彼らの討伐に貢献したのはたしかである。

同年六月、戦後処理が行われ、信包は秀吉から鹿伏免（三重県亀山市）、稻生（同鈴鹿市）を与えられた（『勢州軍記』）。ただし、この二カ所を与えられた事實は、一次史料で確認することができない。『甫庵太閤記』によると、柴田勝家討伐の後の戦後処理で、信包が安濃津城主になったとの記載がある。安濃津は実際に信包が支配したことを確認できることから、認めてもよいだろう（後述）。

秀吉は信孝、勝家、一益らの排除に成功したが、やがて信長の次男・信雄との関係が悪化していった。天正十二年（一五八四）三月、信雄は徳川家康と結託し、秀吉に叛旗を翻した（小牧・長久手の戦い）。この戦いは、同年十一月に信雄が秀吉と和睦して終結した。それ以前の同年六月、信包は秀吉から南伊勢を与えられたという²²⁾。ただし、根拠となる『蒲生家系図由緒書』は二次史料であり、ほかの諸将のように信包の居城が記されていない。別の二次史料には、秀吉が安濃津を与えたと書かれている²³⁾。

『勢州軍記』には、信包に南伊勢の木造、小倭、小森、上野（以上、三重県津市）を与えられたと記されている。それは、木造氏の旧領だった場所である。一次史料に基づく根拠は得られないが、信包は従前どおり安濃津を安堵され、さらに所領が与えられたと考えて差し支えないだろう。同年七月、秀吉が分部光嘉に対し、次の書状を送ったのがその証左である。

【史料6】

神戸表敵相働付而、早々注進尤候、其表敵居陳候者、出馬可討果候、追々人数遣候、今日我々至坂本相越候、其許無御由断可被仰付之由、(織田信包)民様へ可被申入候、自路次申候間、不能巨細候、恐々謹言、

筑前守

七月九日

秀吉(花押)

分部与左衛門尉殿

進之候⁽²⁴⁾

この書状が送られる前、光嘉は秀吉に対し、信雄の率いる軍勢が神戸(三重県鈴鹿市)に出陣したことを報告した。本書状は、それに対する秀吉の返事である。秀吉は光嘉に敵の討伐を求めるとともに、追々軍勢を遣わすと述べている。さらに、秀吉は坂本(滋賀県大津市)を越えるところなので、信包に油断なく防備を行うよう、光嘉から申し入れてほしいと結んでいる。そして、この直後に信包は蒲生賦秀(氏郷)とともに出陣し、信雄方の木造具政と戸木(三重県津市)で戦った。しかし、勝敗は決しなかったという。

『勢州軍記』によると、先述した木造家の所領が未だ信包に渡されていないかったという。それゆえ、信包は積極的に信雄の軍勢と戦ったのだらう。同じく『勢州軍記』によると、信包の分領には小森城、上野城(以上、三重県津市)の分部光嘉、半田城(同上)、神戸城(三重県鈴鹿市)の中尾内蔵允、浄土寺城(同津市)の守岡金助、連部城(同上)の家所氏がいた。彼らは伊勢の有力な国衆で、信包に従っていた。なお、家所氏は信包の婿だったと記すが、詳細は不明である。そして、林城(三重県津市)には、信包の子・信重が入っていた。

以後も信包は、秀吉の命に従って各地を転戦した。

天正十三年（一五八五）八月に秀吉が越中の佐々成政を攻撃した際、信包も命に応じて出陣した⁽²⁵⁾。結果、成政は秀吉に降伏した。天正十八年（一五九〇）になると、前年に北条氏が真田氏に属する名胡桃城（群馬県みなかみ町）を攻撃したことに端を発し、秀吉は小田原征伐を決意した。北条氏が討伐の対象になったのは、秀吉の政策基調である惣無事に違反したという理由である。この戦いにも信包は出陣した。

年次不詳の「小田原城并葦山城取巻人数書」には、七番として信包を名前を挙げている⁽²⁶⁾。そして、「葦山城取巻人数書」には、信包が三千二百の軍勢を率いて出陣したことが書かれている⁽²⁷⁾。この史料には、「羽柴津侍従」とあるので、この頃までに信包が羽柴姓を与えられたのは事実である⁽²⁸⁾。最終的に、秀吉は北条氏に勝利したものの、実際の信包の戦いぶりなどは不明である。

ところで、信包は小田原城攻撃の際、北条氏の助命嘆願をしたので、秀吉の不興を被ったといわれている。そして、そのことが遠因となって、文禄三年（一五九四）に改易されたという。その点を示すのが次の史料である。

【史料7】

次ニ小田原種々御詫言申上、命御たすけ被成様ニと、上野様御手前へ申候付而、三松様右之通被仰上候へハ、
外 被成御腹立、三松様を御自国御はらひ被成候、けん^(謙入)にも同前ニ 被仰出候、⁽²⁹⁾

この書状は、天正十八年（一五九〇）に比定される七月四日付の一柳可遊書状（浅野長政宛）である。一柳可遊は、秀吉の配下にあった人物である。書状の内容を確認しておこう。小田原合戦の終結に際して、北条氏が詫言を言ったので、信包が可遊に命を助けるよう申し付けた。そこで、斯波義近（津川義近。秀吉の御伽衆）は信包の言う通り、秀吉に助命嘆願をしたが、これに秀吉は立腹した。結果、秀吉は義近に自国に戻るよう命じ、蜂屋謙入（義近の弟）についても同じ扱いとしたのである。

史料はやや舌足らずな内容であるが、信包が可遊に北条氏の助命嘆願を申し付け、可遊が斯波義近を通して申し入れたのだろう。結果、義近だけでなく、弟の蜂屋謙入も追放された。この史料を読むだけでは、信包が秀吉の不興を蒙ったとは読めない。したがって、信包による北条氏の助命嘆願が文禄三年（一五九四）の改易につながったというのは、何らかの誤伝であると考えられる。

なお、信包は五万石を領していたとの説を先に取り上げたが、実際はどうだったのだろうか。信包が負担した軍役（三千二百の軍勢）の根拠としては、実際の領知から推計を試みることは可能である。仮に百石につき三人の軍役負担とするならば、約十万六千石になる。百石につき五人の軍役負担なら六万四千石になるので、信包の領知は六万四千石から約十万六千石の間と推計されよう。

四 信包の改易処分と復帰

ここまでは順調だった信包であったが、ついに失脚という憂き目を見る。天正二十年（一五九二）四月に文禄の役がはじまると、信包は名護屋（佐賀県唐津市）に陣を置いた（『大闇記』）。ただし、信包は朝鮮半島に渡海せず、日本に留まっていたようである。二年後の文禄三年（一五九四）九月、信包は改易となった。その事実を示しているのが、次の史料である。

【史料8】

（前略）今度伊勢国御検地被成候、然者 信長御兄弟二織田^{（信包）}上野殿、北伊勢あの一津二居候、一段領知可然所之由候、上野殿分領、存知之外二検地二一廉打出候、近年役儀一円無沙汰二候、如此よき知行を取、役儀無沙汰不

相届旨、 太閤様被 仰出、 上野殿二者堪忍分五千石、 子息⁽³¹⁾二者一万石、 親子二一万五千石被遣旨被 仰出候、 伏見二御普請仕候上野殿衆、 ちりく二罷成、 身上相果申候⁽³²⁾（以下略）。

文禄三年（一五九四）七月以降、伊勢国で検地が行われた。⁽³¹⁾ 検地により、信包の分領で思った以上に打出が確認され、従前より多くの収獲高のあることが判明した。信包は自身の分領に見合うだけの役儀（この場合は、文禄の役に伴う軍役の可能性が高い）を豊臣政権下で負担してこなかったことが問題視され、秀吉により改易されたのである。そして、堪忍分として信包に五千石を、子の信重に一万石が与えられた。信包の配下の者は伏見城（京都市伏見区）の普請に従事していたが、信包の改易により、散り散りになったのである。「身上相果」とあるので、家臣らは信包から仕官を解かれたということになろう。

この件については、『鹿苑日録』に「織田上野介公背上意。知行没落」と記されている。⁽³²⁾ 上意に背いたということは、先述した表高をごまかしたということになるのだろうか。あるいは、ほかに原因があったのだろうか。行き場を失った信包は、相国寺（京都市上京区）を宿所としたという。

文禄三年（一五九四）九月十七日、信包は剃髪して老犬斎と号したとあるが、出家に至った理由を記していない（『寛政重修諸家譜』）。『長野録』には、信包が近江に移されたこと、二万石を与えられたことを記すが（その後、五千石が増）、同様に詳しい事情を書いていない。近江に移された時期や詳しい居住地も不詳である。

以後の信包の動向は、ほとんどわからない。『寛政重修諸家譜』によると、丹波氷上郡内に三万六千石を与えられ、柏原（兵庫県丹波市）に住したというが、時期を明確に記していない。『長野録』には丹波篠山城（兵庫県丹波篠山市）に移り、一万石を与えられたと記しているが、こちらも同様に時期を書いていない。

『慶長三年大名帳』には、織田三十郎が一万石を領していたことを記録する。⁽³³⁾ この三十郎とは、信包の子・信重を

指すと考えてよいだろう。同史料には、信包の領地の場所に関する記録を欠いている。一方、『慶長武鑑』には、織田上総介が丹波菅原（柏原の誤記か。兵庫県丹波市）に四万五千石を領したと記す。³⁴ 信包の官途は上野介なので、上総介と誤って書いたものだろうか。慶長三年（二五九八）八月の秀吉の死後、信包は許されて丹波柏原を宛がわれたと考えられる。『甫庵太閤記』によると、秀吉の死に際して信包は金子三十枚、子の信重は太刀の「国行」を与えられたと記されている。

信包が改易されたあと、秀吉の御伽衆になったという説がある。³⁵ 秀吉の死後、ほかに金子を与えられたのは、秀吉の御伽衆（織田信雄など）だったので、信包も同様に御伽衆であると解されている。しかし、信包が御伽衆として活動した史料は確認できないので、さらに検討を要しよう。

信包は慶長五年（二六〇〇）の関ヶ原合戦に際しては、西軍に与して細川幽齋が籠る田辺城で戦ったといわれており、『関原軍記大成』にはその名が見える。しかし、田辺城の攻防を詳しく記した『田辺城合戦記』のような軍記物語には名前が出てこない³⁶ので、詳しい事情は不明である。したがって、信包が西軍に属して、田辺城に出陣したという事実については、改めて検討を必要とすると考える。

なお、『言経卿記』慶長三年（二五九八）十一月二十三日条には、家康が信包の邸宅を訪問した記述がある。家康が訪問した理由は、信包を与党に引き入れようとの意思があったからだろう。多数派工作である。関ヶ原合戦後、信包は家康から処分を受けていないのだから、西軍に与した可能性は低いのではないだろうか。

信包が一次史料に出てくるのは、先述した慶長三年（二五九八）十一月で最後である。以降は、二次史料（あるいは写しの文書）にしか姿をあらわさず、しかも亡くなるまでの動向は不明である。信包は柏原藩祖と言われているが、実際に丹波を支配したことを示す史料を欠いている。

その中で注目すべきは、慶長十年（一六〇五）に信包が龍安寺の塔頭・西源院を再興したことである。³⁷ 再興した理由は、松平忠明の室となった娘の冥福を祈るためだった。娘が亡くなったのは、慶長十年五月と記されている。したがって、信包によって西源院が再興されたのは、慶長十年五〜十二月内ということになる。そして、信包が西源院に修理料として、銀子百枚を寄進したのは、次の史料から明らかである。

【史料9】

息女周明為菩提、西源院再興并為修理料銀子百枚令寄附畢、私之受用ニ不可用之、寺永代無退轉様可杖守者也、
織田民部少輔

慶長拾二年七月十五日

信兼

龍安寺

西源院

侍者禪師³⁸

右の状況を考慮すれば、信包が実際に丹波に赴いて支配を行い、徴収した年貢などから銀子百枚を捻出したと考えるのが自然ではないだろうか。

信包が亡くなったのは、慶長十九年（一六一四）七月十七日である（『当代記』ほか）。『東大寺雜記』によると、亡くなった場所は大坂であると記す。死因は大仏供養のため、秀頼上洛の可否を検討していた席上で、吐血して亡くなったという（『難波戦記』）。『鹿苑日録』慶長十九年八月七日には、葬儀が龍安寺（京都市右京区）で執り行われたと記している。法名は真珠院心巖安公で、墓所は龍安寺にある。

信包の死後、家督を継いだのは子の信則だった。信包の長男は信重だったが、次男の信則が家督を継いだ理由は不

明である。

むすびにかえて

ここまで書いたことを繰り返さないが、信包の生涯はわからないことが多い。信包は信長の弟として織田家一門のナンバー3として支え、信長の死後も秀吉に重用された。文禄三年（一五九四）九月の伊勢検地で相応の役儀を負担していなかったことが露見し、以後は失脚した。その後、丹波柏原に移ったが、晩年の生活などは不明である。信包が洪水を防ぐべく佐治川の堤防を改修し、農民から感謝したといわれているが、その事実を示すたしかな史料はない。その点で、大きな課題を残した。

信包の死後、子の信則が家督を継承したが、元和元年（二六一五）閏六月に兄の信重が異議申し立てを行つた。⁽³⁹⁾最後に、この兄弟間の紛争を検討しよう。

元和元年（二六一五）閏六月二十三日、信則が幕府に訴状を提出した。これは父の信包が亡くなった際、信則が家督を継いだ、兄の信重が異議を唱えて訴訟を起こしたので、信則は幕府の求めに応じて回答したのである。したがって、信則の訴状とは書いているが、実際は信重の訴状に対する、信則の陳状（弁駁反論の申状）ということになる。信則の陳状の内容は、分部光嘉や長野友秀らも言う通り、信則は信包の遺言に基づき家督を継いだので、信重の言いは言い掛かりであるというものである。幕府の裁定は、信則の勝訴だった。信重の主張が僻事だったことが判明し、逆に信重の知行のほうが没収されたのである（以上、『駿府記』）。

参考までに、信則の判物を次に掲出する。

【史料10】

以上

従老犬被進置候御知行数ヶ所二有之由申候之条、百九拾石山垣村、内拾石大名草村内、合貳百石分可被成御知行候、恐惶謹言、

元和元年 織田刑部太輔

九月五日

信則（花押）

西源院

参侍者御中^④

宛先の西源院は、龍安寺内の塔頭である。すでに信包は西源院に数ヶ所の知行地を与えていたが、信則は山垣村（兵庫県丹波市）百九十石と大名草村（同上）十石の計二百石を付与したのである。実は、信則の発給文書も乏しいものであるが、これにより信則が丹波支配を行っていたことの証左になるう。

なお、信重の没年は不詳、信則は寛永七年（二六三〇）一月に亡くなった。信則の死後、子の信勝が家督を継いだ。慶安三年（一六五〇）五月に没した。ここで柏原藩はいったん消滅するが、元禄八年（二六九五）に大和松山藩主・織田信武の子・信休が柏原に国替えとなり、柏原藩は復活したのである。

註

（一）近年における織田信長の研究については枚挙に暇がないが、さしあたり金子拓『織田信長権力論』（吉川弘文館、二〇一五年）を挙げておきたい。もちろん、信長の研究は一般書、専門書、論文など、数えきれないほどある。

- (2) 和田裕弘『織田信忠―天下人の嫡男』（中公新書、二〇一九年）など。
- (3) 柴裕之「総論 織田信長の御一門衆と政治動向」（同編『論集 戦国大名と国衆20 織田家一門』岩田書院、二〇一六年）および同書所収の論文を参照。
- (4) 信包についてもっとも詳しい記事を載せるのは、谷口克広「織田信包」（同『織田信長家臣人名辞典 第2版』吉川弘文館、二〇一〇年）である。織田家一門については、前掲註(3)『論集 戦国大名と国衆20 織田家一門』を参照。
- (5) 『大日本史料』十二編之十四。
- (6) 『大日本史料』十二編之十四。
- (7) 谷口克広「信長の兄弟と息子の出生順」（前掲註(3)『論集 戦国大名と国衆20 織田家一門』。初出二〇〇三年）によると、信長の息女が万里小路充房の側室だったと指摘するが、明確な根拠がなく再検討が必要である。
- (8) 『寛政重修諸家譜』。
- (9) 「伊勢国司伝記」（『史籍集覧』十三冊）。
- (10) 『統群書類従』第二十一輯上。
- (11) 「勢州軍記」（『国史大辞典 第八卷』吉川弘文館、一九九七年）。
- (12) 「分部文書」（奥野高廣編『増訂 織田信長文書の研究 下巻』吉川弘文館、一九八八年、六六四号）。
- (13) 永禄十二年三月日長野信良（織田信包）判物（『分部文書』『大日本史料』十編之三）。
- (14) （永禄十二年カ）二月五日長野信良（織田信包）書状（三重県史編纂室所蔵文書）山本博文など編『戦国大名の古文書 東日本編』柏書房、二〇一三年）。
- (15) （永禄十二年）八月十九日朝山日乗書状（『益田家什書』『大日本史料』十編之三）によると、信長は三河、遠江、尾張、美濃、近江、北伊勢の衆約十万を率いて出陣したと記す。『細川両家記』も同じ数である。一方、『多聞院日記』永禄十二年九月七日

条には、信長が率いた軍勢は約八万と記載されている。

- (16) 『北畠源氏系図』(『大日本史料』十編之三)には、信雄が養子になったのは永祿十二年十月と記す。『勢州軍記』も同じである。一方、『諸家系図纂』(『大日本史料』十編之三)では、信雄が養子になったのは元龜三年十一月と記す。なお、『諸家系図纂』(『大日本史料』十編之三)は、具教が信雄を養子に迎えたところがある。ところが、『北畠源氏系図』、『系図纂要』、『羽前天童織田系図』(『大日本史料』十編之三)には、具房が信雄を養子に迎えたと書かれている。いずれも系図なので、にわかには決し難い。
- (17) 元龜二年二月吉日織田信包定書(「伊藤純太郎氏所藏文書」『大日本史料』十編之五)。
- (18) (天正四年カ)七月九日織田信長朱印状(「島田美術館所藏文書」佐藤進一等編『中世法制史料集 第五卷 武家家法Ⅲ』岩波書店、二〇〇一年、六四号)。なお、この史料の写は、奥野高廣編『増訂 織田信長文書の研究 下巻』吉川弘文館、一九八八年、六五〇号にも載せるが、宛名を欠いている。
- (19) 宮本義巳『誰も知らなかった江』(マイコミ新書、二〇一〇年)。
- (20) (天正三年)八月二十二日織田信長印判状写(「高橋源一郎氏持参文書」前掲『増訂 織田信長文書の研究 下巻』五三五号)。
- (21) (天正六年)四月二十四日織田信長朱印状(「金子文書」奥野高廣編『増訂 織田信長文書の研究 下巻』吉川弘文館、一九八八年、七六三号)。
- (22) 『蒲生家系図由緒書』(『大日本史料』十一編之七)。
- (23) 『勢志軍用記』(『大日本史料』十一編之七)。
- (24) (天正十二年)七月九日織田信包書状(「分部文書」『大日本史料』十一編之七)。
- (25) 「四国御発向並北国御動座事」(「続群書類従」第二十輯下)。
- (26) 『大日本古文書 毛利家文書之四』一五五九号)。
- (27) 『大日本古文書 毛利家文書之四』一五六〇号)。なお、信雄が率いた軍勢は、一万七千人である。

(28) 『聚楽第行幸記』(『群書類従』第三輯)には、天正十六年(一五八八)に後陽成天皇が聚楽第に行幸した際、供奉した諸大名として「津侍従信兼朝臣」の名が見える。その際、信包は「道しある 時も今はた相生の 松の千年を 幾代かさねむ」と歌ったことが確認できる。また、諸大名とともに、秀吉の養子・秀俊(のちの秀秋)に起請を捧げた。

谷口註(4)によると、信包は天正十三年七月十一日に侍従、同十四年三月二十一日に少将、同十六年には従三位・左近衛中将に任官されたと指摘する。『甫庵太閤記』には、天正十三年七月に秀吉が関白になった際の記述の箇所「津侍従平信兼(包)」とある。

従三位・左近衛中将に関しては、『公卿補任』に記載がないので疑問が残る。たとえば、『天正朝聘日記』天正十六年八月二日条には「津少将織田」、「吉川家史臣略記」天正十六年八月二十二日条には「津少将織田上野介」とあり、従三位・左近衛中将に関しては確証が得られなかった。以上については、矢部健太郎「豊臣「公儀」の確立と諸大名」(同『豊臣政権の支配秩序と朝廷』吉川弘文館、二〇一一年。初出二〇〇一年)を参照した。

ただし、文禄二年五月二十日徳川家康等連署誓紙(『東京国立博物館所蔵文書』『戦国遺文 下野編・第三巻』東京堂出版、二〇一九年。二二二〇号)には「津中将」とあるので、従三位は別として、「中将」になった可能性はある。

(29) (天正十八)年七月四日「柳可遊書状」(『大日本古文书 浅野家文書』四三号)。この史料に関しては、和田裕弘氏からご教示いただいた。記して感謝を申し上げる。

(30) (文禄三年)十月六日安宅秀安書状(『大日本古文书 島津家文書之四』一七八二号)。文禄四年十月二日伏見大光明寺勸進帳写(伊藤真昭ほか編『相国寺蔵 西笑和尚文案』思文閣出版、二〇〇七年。相四一号)には、織田信包が三十石を寄進したようになっていて、「御進退相連二付不来」と注記されているように、実際は信包が改易されたので寄進されなかったことがわかる。

(31) 伊勢国の検地については、大石学「伊勢国文禄検地の基礎的研究」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五十七年度、一九八三年)、同「伊勢国文禄検地に関する一考察―三重郡の検地を中心に―」(『地方史研究』三七巻五号、一九八七年)、谷口央「太

閣検地の奉行裁量と検地帳（『幕藩制成立期の社会政治史研究―検地と検地帳を中心に』校倉書房、二〇一四年。初出二〇〇九年）などがある。

- (32) 『鹿苑日録』 文禄二年九月二十三日条。
- (33) 『続群書類従』 第二十五輯上。『廃絶録』によると、信重が領したのは伊勢林（三重県津市）であるという。
- (34) 「慶長四己亥歳豊臣秀吉公治世諸候分限」の項目（富山県立図書館所蔵）。
- (35) 桑田忠親『大名と御伽衆』（同『桑田忠親著作集 第三卷』秋田書店、一九七九年。初刊一九六九年）。
- (36) 『続々群書類従』 第三。
- (37) 『大雲山誌』 卷十六（東京大学史料編纂所謄写本）。
- (38) 『大雲山誌』 卷十六（東京大学史料編纂所謄写本）。
- (39) 『駿府記』 元和元年閏六月二十三日条。
- (40) 元和元年九月五日織田信則判物（『大雲山誌』『大日本史料』 十二編之二十一）。

（わたなべ だいもん・株式会社歴史と文化の研究所代表取締役）